

日本における5年間のハーグ条約実施状況

2019年6月10日

図師 執二
外務省ハーグ条約室長
(日本中央当局)

1980年ハーグ条約の概要

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

- ハーグ国際私法会議(HCCH)において1980年10月25日に作成・採択。1983年12月1日に発効。
- 2014年4月1日に日本について発効。日本は91番目の締約国。
- 2019年6月1日現在の締約国数は100ヶ国。

基本原則:子の監護に関する事項において子の利益が最も重要(前文)

- 目的(第1条);
 - a) いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること。
 - b) 一の締約国の法令に基づく監護の権利及び接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること。

ハーグ条約上の返還事案となる要件

- 対象となる子が**16歳未満**であること。

- その子が**国境を越えて**移動したこと。

- ✓ 両親が国際カップルであっても、両親と子が一つの国に留まっている場合は、ハーグ条約事案とはならない。

- 子が元居た国と連れ去られた先の国の双方が**ハーグ条約の締約国**であること。

- 子の連れ去り・留置が「**不法**」(wrongful)になされたこと。

- ✓ 「不法」とは、他方の親の監護権を侵害するという意味。

- × 両親と子の国籍は関係ない。

- ✓ 両親が日本人同士など同じ国籍の場合でもハーグ条約事案となる。

- ✓ 両親と子の国籍がハーグ条約締約国のものでなくとも、上記の要件を満たせばハーグ条約事案となる。

ハーグ条約上の返還事案の「原則」と「例外」

原則： 子を元居た国に迅速に返還する。

例外的な返還拒否事由；

- ① 連れ去り等から1年を経過した後に手続が開始され、かつ、子が新たな環境に適応していること。
- ② 連れ去り等の時点において申立人が監護権を行使していなかったこと。
- ③ 連れ去り等について、申立人による事前の同意又は事後の黙認があったこと。
- ④ 返還によって、子が心身に害悪を受ける等の重大な危険があること。
- ⑤ 子が返還されることを拒み(子の異議)、かつ、子の意見を考慮に入れることが適当である年齢・成熟度に達していると認められる場合。
- ⑥ 子の返還が、人権及び基本的自由の保護に関する基本原則上認められない場合。



返還拒否事由は限定的に解釈される。

⇒ 返還拒否が認められるのは、極めて例外的。

日本中央当局(外務省ハーグ条約室)

「締約国は、この条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、一の中央当局を指定する。」(条約6条1項)

- ハーグ条約室は、外務省領事局内の一部局。
- 多様な分野について専門的知見を有する人材を外部から登用したチーム編成。
- 外務省職員のほか、弁護士、裁判官・家裁調査官経験者、児童心理専門家、DV被害者支援専門家、入国審査官等がケース・オフィサー(計15名)として個別事案に対応。
- 全員が英語対応可能。その他複数の外国語について、使用できる職員がいる。

5年間の申請の状況

2019年4月1日現在

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する 子に関する申請	<p><u>105(うち援助決定は91件)</u></p> <p>米24, 豪8, 独7, 仏6, 加4, 英4, シンガポール4, ブラジル4, 香港3, 露3, 伊3, 韓2, スペイン2, トルコ2, スイス2, タイ2, ベルギー1, スリランカ1, フィジー1, コロンビア1, スウェーデン1, ニュージーランド1, メキシコ1, アイルランド1, ハンガリー1, アルゼンチン1, ウクライナ1 (審査中1, 却下等13)</p>	<p><u>103(うち援助決定は86件)</u></p> <p>米47, 英6, 豪6, 仏5, 加5, シンガポール4, ニュージーランド4, メキシコ2, 独2, タイ1, コスタリカ1, 伊1, スウェーデン1, フィンランド1 (審査中1, 却下等16)</p>
外国に所在する 子に関する申請	<p><u>97(うち援助決定は86件)</u></p> <p>米17, タイ10, フィリピン10, 韓6, ブラジル6, ペルー5, 露4, 仏4, 独3, 加2, スウェーデン2, 英2, スリランカ2, 香港2, ホーランド2, 伊1, 西1, スイス1, 南ア1, スロバキア1, ルーマニア1, ベラルーシ1, エクアドル1, 豪1 (却下等11)</p>	<p><u>30(うち援助決定は29件)</u></p> <p>米6, 露3, 加3, 独2, ウクライナ2, タイ2, 韓2, 英2, 豪1, ウルグアイ1, オランダ1, ポーランド1, 香港1, フィジー1, アイルランド1 (取下げ1)</p>
合計	202(うち援助決定は177件)	133(うち援助決定は115件)

インカミング事案 (A国に残された親が日本に居る子について返還または面会を求めている事案)

A 国

日 本

子を連れ去られた親
LBP (Left Behind Parent)

A 国中央当局

①

申請

ハーグ条約室

1. 審査 (2週間程度) ②



2. 援助決定 ③



3. 話し合いによる解決の促進 ⑤



裁判所

4. 子の返還裁判/
面会交流調停又は審判 ⑥



条ハ
約ー
室グ

5. 子の安全な返還を支援/
面会交流の実施を支援

- (1) 書面がそろっているかどうかの確認
- (2) 実施法の却下要件への該当の有無の確認
- (3) 子が日本国内に所在していることの確認
(出入国管理情報、住民票の照会等)

子の所在特定

④

情報提供の求め

- ・ 国の行政機関
- ・ 学校
- ・ 病院・診療所
- ・ 電気事業者
- ・ DV被害者支援団体
- ・ 地方自治体
- ・ 保育施設
- ・ 水道事業者
- ・ 電気通信事業者等

連絡、働きかけ



子を連れ去った親
TP (Taking Parent)

業務委託

裁判外紛争解決
(ADR) 機関

参加

申立て

業務委託

面会交流支援機関

インカミング事案の場合の日本中央当局の支援内容

※中央当局は双方の当事者に対して援助を実施。

申請受付

所定様式の申請書, 日本語又は英語, 郵送 ※メール提出・在外公館受付は不可

話し合いによる解決の促進

裁判外紛争解決(ADR)機関の利用支援(4期日まで無料)

裁判手続を行うための支援

弁護士紹介制度
(日弁連が実施, 利用は1回)

法テラスによる民事法律扶助制度
(弁護士費用等の借入れ)

裁判所提出書類等の日本語への翻訳
(一定の上限まで無料)

子の安全な返還／面会交流

代替執行への立会い
(中央当局職員(児童心理専門家))

面会交流支援機関の利用支援
(4回まで無料)

返還先の在外公館による支援

返還援助決定事案の結果

2019年4月1日現在

外国返還援助決定事案	91件	
継続事案	14件	
子の返還または不返還が確定した事案	74件	
	返還	不返還
(合計)	42件	32件
1 話し合い等による解決	12件	9件
2 裁判手続	14件	13件
1) 裁判内調停	注1)	
2) 和解	1件	1件
3) 決定	15件	9件
注2)		
その他(援助決定後取下げ等)	3件	

日本国返還援助決定事案	86件	
継続事案	29件	
子の返還または不返還が確定した事案	53件	
	返還	不返還
(合計)	34件	19件
1 話し合い等による解決	17件	5件
2 裁判手続	17件	14件
注3)		
その他(外国中央当局で却下された事案等)	4件	

注3)うち1件は返還に向け手続中。

注1)うち1件は執行不能。2件は返還に向け手続中。

注2)うち2件は執行不能。3件は返還に向け手続中。

子の返還命令の強制執行手続(現行制度)

子の返還を命ずる終局決定の確定

間接強制手続

申立て

執行裁判所による決定

執行抗告

決定の確定

間接強制の前置は必須

2週間

直接強制(代替執行)手続

執行裁判所による決定
(執行官に権限を付与)

子が連れ去った親と一緒に
いる場合に限って解放実施
が可能

執行官による解放実施
※何回でも申立てが可能

中央当局の児童
心理専門家によ
る立ち会い

強制執行が申し立てられた事案の結果

2014年4月から2018年12月末までの間に強制執行が申し立てられた案件は全16事案であり、そのうち15事案において間接強制の申立てが認容された。

1. そのうち、間接強制決定後、代替執行に至らずに帰国が実現した事案は5件

	子の常居所地国	子(性別と年齢)	申請者(残された親)	相手方(連れ去った親)
①	スリランカ	女4	父	母
②	カナダ	男3	父	母
③	米国	女0	父	母
④	シンガポール	女1	父	母
⑤	英国	男4	父	母

2. そのうち、間接強制決定後、代替執行が行われた事案は7件(うち1件は取下げ、6件は執行不能)

	子の常居所地国	子(性別と年齢)	申請者(残された親)	相手方(連れ去った親)
⑥	米国	女10, 男8, 男6, 女3	母	父
⑦	英国	男9, 女7, 男4	父	母
⑧	ロシア	女8	母	父
⑨	米国	男11, 男11, 女6, 男6	父	母
⑩	米国	男11	父	母
⑪	ロシア	女9	父	母
⑫	タイ	女3	母	父

3. その他、間接強制決定後、代替執行に至っていない事案は3件

	子の常居所地国	子(性別と年齢)	申請者(残された親)	相手方(連れ去った親)
⑬	英国(北アイルランド)	男0	父	母
⑭	ドイツ	男3, 男2	父	母
⑮	ウクライナ	男3	父	母

子の返還命令の強制執行手続(法改正による主な変更点)

現行制度

子の返還を命ずる終局決定の確定

間接強制手続

申立て

執行裁判所による決定

執行抗告

決定の確定

2週間

代替執行手続

執行裁判所による決定
(執行官に権限を付与)

- 間接強制前置が必要(省略不可)
- 連れ去った親の審尋が必要(省略不可)

執行官による解放実施

※何回でも申立て可能

- 子が連れ去った親と一緒にいる場合に限り実施可能(例外なし)
- 残された親の出頭は、必ずしも必要ではない

改正後

代替執行手続

執行裁判所による決定
(執行官に権限を付与)

- **間接強制前置は不要**(以下の場合には直ちに代替執行可)
 - 1) 間接強制を実施しても子を返還する見込みがあるとは認められないとき
 - 2) 子の急迫の危険を防止するため直ちに代替執行をする必要があるとき
- 連れ去った親の審尋は省略可

執行官による解放実施

※何回でも申立て可能

- **子が連れ去った親と一緒にいなくても実施可能**
- 子の利益に配慮するため、原則として、残された親の出頭が必要
(一定の要件の下で代理人の出頭も可能)

ハーグ条約事案の手続についての情報発信



YouTube

「ハーグ条約 ホワイトボード」で検索!

6回シリーズのホワイトボードアニメーションで、ハーグ条約の仕組みや日本の制度などについて説明しています。



Twitter

<https://twitter.com/1980HaguePR>

ハーグ条約に関する豆知識などを紹介しています。



ご静聴ありがとうございました。

外務省領事局ハーグ条約室